

全ト協発第355号(経)  
令和3年11月5日

都道府県トラック協会  
会 長 殿

(公社)全日本トラック協会  
会 長 坂本 克己

### 令和3年度 点呼支援機器等導入促進助成事業の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、当協会におきましては、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等の普及促進を図ることを目的として、当該機器の取得費用の一部を助成する、標記事業を実施することとなりました。

つきましては、大変お手数ですが、標記事業にかかる交付要綱等を別添のとおり送付いたしますので、事業の実施について、貴協会傘下会員事業者に周知いただきますとともに、申請受付手続き等について、ご協力賜りますようお願いいたします。

敬具

#### 【本事業に関するお問い合わせ】

(公社)全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL03-3354-1056

※なお、貴協会傘下会員事業者への周知にあたっては、「令和3年度 点呼支援機器等導入助成事業の概要」をご活用ください。

# 点呼支援機器等導入促進助成金 交付要綱

令和3年11月5日 制定  
公益社団法人全日本トラック協会

## (事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）を導入する各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）に対して地方ト協を通じて助成金を交付する。

## (対象機器等)

第2条 助成の対象となるのは、別に定める点呼支援機器等及び周辺機器とする。

## (助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに導入した第2条に定める機器等に対して、別に定める額を交付する。ただし、国、自治体からの補助金が交付された機器等に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

## (実績報告及び助成金の請求)

第4条 地方ト協は、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

## (助成金の交付)

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

### **(助成金の返還)**

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

### **(財産の処分制限等)**

第7条 事業者は交付対象となった機器等の導入日から1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

### **(その他必要な事項)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

### **(附則) (令和3年11月5日)**

第1条 本要綱は令和3年11月5日より適用する。

# 令和3年度 点呼支援機器等導入促進助成事業 実施要領

令和3年11月  
公益社団法人全日本トラック協会

## 1. 事業の趣旨

中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）の普及促進を図る。

## 2. 予算総額

50百万円（500台分）※予算に達した時点で、締め切りとする。

## 3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業基本法による中小事業者

- ・資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社
- または
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

## 4. 助成対象

助成対象とする点呼支援機器等は、令和3年4月1日以降にサービス利用開始したものとす。

※助成対象には、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含む。

※本助成制度以外の他の助成制度（国、自治体）を使用して導入した機器及びシステム（周辺機器を含む）は助成の対象外とし、各都道府県トラック協会が実施する助成は対象とする。

## 5. 助成額

対象となる点呼支援機器等の導入費用（契約期間中のサービス利用料を含む）  
(上限10万円)

※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。

## 6. 実施期間

令和3年11月5日～令和4年2月28日

## 7. 留意事項

### (1) 助成対象機器等について（交付要綱第2条関係）

助成対象機器等は、ナブアシスト社が開発した「ロボット点呼」（ユニボ）及びその周辺機器で、令和3年4月1日以降に、ナブアシスト社、日貨協連及び販売取扱店等を通じて、新たに導入（サービス利用開始）した機器とする。

### (2) 助成額について（交付要綱第3条関係）

導入費用には、機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、消費税は導入費用には含まない。

### (3) 国・地方自治体の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国・地方自治体から補助金が交付されている場合は、全ト協から助成金は交付しない。なお、国・地方自治体の補助金対象である装置について、事業者から申請を受けるときは、様式1の「誓約書」の提出を求めるものとする。

### (4) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条に定める実績報告書は、様式1の「点呼支援機器等導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」とする。

各協会は、事業者から受け付けた申請について、当月末締め翌月3日までに、全ト協に実績報告書及び「点呼機器等導入内訳書」（様式2）を提出するものとする。各協会は、添付書類として、事業者から送付された、領収証の写し、サービス利用申込書の写し、機器の管理NOが記載された書類等を送付すること。また別途、上記内訳書を全ト協担当者あてに毎月末までにメールで送信すること。

なお、年度末の書類の提出期限は、令和4年3月3日とする。

### (6) 助成金の支払いについて（交付要綱第4条、交付要綱第5条関係）

助成金は実績報告書に基づき支払うこととする。なお、交付要綱第4条に定める期日は、毎月3日までとする。また、毎月3日までに到着したものについては、原則として、同月末日までの支払いとする。

以 上

# 令和3年度 点呼支援機器等導入促進助成事業の概要

令和3年11月  
公益社団法人全日本トラック協会

## 1. 事業の趣旨

本件は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）の普及促進を図ることを目的に、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という）を通じ、地方ト協会員事業者（以下「事業者」という）に対して、助成金を交付するものである。

## 2. 予算総額

50百万円（500台分）なお、予算に達した時点で締め切りとする。

## 3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者(※)を対象とする。

※中小企業基本法に定める中小事業者を指す

〔 ・ 資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社  
または ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 〕

## 4. 助成要件

- ・ 助成対象は、国交省の実証実験にて使用されている点呼支援機器等とする。具体的には、株式会社ナブアシストが開発した「ロボット点呼」（通称「ユニボ」）に関わるシステム機器一式とする。
- ・ 令和3年4月1日以降に導入（サービスの利用を開始）したものを対象とする。
- ・ 助成対象には、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含む。
- ・ 本助成制度以外の他の助成制度（国、自治体）を使用して導入した機器及びシステム（周辺機器を含む）は助成の対象外とし、各都道府県トラック協会が実施する助成は対象とする。

## 5. 助成額

- ・対象となる点呼支援機器等の導入に要する費用（上限10万円）
- ・年度内において、各地方ト協1事業者あたり1台分を上限とする。

## 6. 申請要領

- ・申請先は所属する地方ト協宛てとする。
- ・申請期間は、令和3年11月5日～令和4年2月28日  
（地方ト協宛て必着）とする。
- ・申請に必要な書類は以下の通りとする。
  - ①（様式3）点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書
  - ② サービス利用申込書（写）（表紙のみ、利用規約以降は省略可）
  - ③ 領収証（写）

## 7. その他

なお、本事業の詳細については「点呼支援機器等導入促進助成金  
交付要綱」に基づくものとする。

以 上